

# 全日本学生自動車連盟九州支部規約

## 九州支部連盟費に関する細則

平成 31 年 2 月 16 日

第 1 条 すべての加盟校は、当支部規約第 3 4 条に基づき、当支部に対し、連盟費を年 2 回納付する義務を負う。

第 2 条 連盟費は以下のように規定する。

(1) 在籍している部員が 5 名以上の場合

学生役員が選出されていない大学は 30,000 円とし、学生役員が選出されている大学は 1 名の選出につき 7,500 円を減額した金額とする。

(2) 在籍している部員が 5 名未満の場合

学生役員が選出されていない大学は 18,000 円とし、学生役員が選出されている大学は 9,000 円とする。

第 3 条 連盟費は、当支部より各加盟校に期日を通知し、期限までに納入されなければならない。郵送の場合も期日必着とする。